



# 島根県報

令和6年12月20日（金）  
第577号  
（毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（青少年家庭課） 2

**【告 示】**

身体障害者福祉法の規定による医師の指定（障がい福祉課） 2

指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課） 2

**【公 告】**

公共測量の実施（技術管理課） 4

公共測量の終了（ ” ） 5

**【特定調達公告】**

島根県立中央病院の統合物流管理業務に係る総合評価一般競争入札の実施（病院局） 5

島根県立中央病院の電力調達に係る一般競争入札の実施（ ” ） 8

## 公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第52号）

### 1 規則の概要

措置費等の徴収額の決定に係る入所施設等の名称等の改正（別表第1関係）

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第52号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1（備考を除く。）中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改め、同表備考5(1)中「自立援助ホームの入所児童」を「児童自立生活援助事業所の入所等児童」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第720号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和6年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
田中 智章	眼科	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	令和6年12月10日

### 島根県告示第721号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

風害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量及び現地測量（地図情報レベル500））

2 作業期間

令和6年9月12日から令和7年3月10日まで

3 作業地域

出雲市園町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年10月25日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和6年9月26日から同年10月25日まで
- 3 作業地域  
出雲市佐田町原田地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年12月20日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名  
統合物流管理業務
  - (2) 入札案件の仕様等  
統合物流管理業務仕様書のとおり
  - (3) 履行期間  
令和7年10月1日から令和10年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
島根県出雲市姫原四丁目1-1 島根県立中央病院
- 2 募集選定方法
  - (1) 基本事項  
事業者の募集、選定に当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札方式にて行う。
  - (2) 審査の基本的考え方  
総合評価一般競争入札においては、最初に入札参加資格を満たす者について基礎審査を行い、次に入札及び提案審査を行う。  
なお、入札参加資格の確認、基礎審査及び入札は本院が実施し、提案審査は別に設置する「統合物流管理業務総合評価委員会」が実施する。  
また、審査方法の詳細については、別に定める「落札者決定基準」によるものとする。
  - (3) 落札者の決定方法  
入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者で、かつ入札において予定価格の範囲内の入札をした者で、落札者

決定基準に基づく提案審査において最も優秀であると判断される提案をしたものを落札者とする。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「7医薬品類」小分類「(6)診療材料」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 過去3年において許可病床150床以上の病院における、病院物流業務を引き続き3年以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。
- (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づいて、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づいて、医薬品の販売業の許可を受けた者であること。
- (10) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づいて、毒物劇物の一般販売業の許可を受けている者であること。

### 4 契約条項を示す場所、担当する部署の名称及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1-1  
島根県立中央病院事務局経営部業務課  
電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

### 5 入札説明書の交付等

#### (1) 入札説明書の交付方法

##### ア 交付期間

本公告の日から令和7年1月21日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）、4の場所において交付する（交付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して4の問合せ先まで電話連絡の上、F A Xで申し込むこと。

#### (2) 入札説明会

##### ア 日時

令和6年12月25日（水）午前10時から午前11時まで

##### イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

## 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年1月21日（火）午後3時までに、入札説明書に定める方法により入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申込書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申込書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

## (1) 入札の日時、場所等

## ア 日時

令和7年2月4日（火）午前11時30分

## イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年2月3日（月）午後3時までに到着していること。

## (2) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和7年2月4日（火）午前11時30分

## イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者の見積った契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 開札の実施

開札においては、入札金額にかかる発表のみ行う。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Information Related to Bidding

Name of Procurement : Integrated Logistics Operations

Procurement Period : 1 October 2025 until 31 March 2028

(2) Deadline for Submission of Vendor Qualifications : By 3 : 00 p.m. on 21 January 2025

(3) Date of Bidding and Opening of Bids : 4 February 2025 at 11 : 30 a.m.

Deadline for Bidding by Mail : 3 February 2025 at 3 : 00 p.m.

(4) For Inquiries and Document Submission : Business Division, Management Department, Administrative Bureau,

Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Izumo, Himebara, Shimane, 693-8555

TEL : 0853-30-6430

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年12月20日

島根県病院事業管理者 山口修平

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

島根県立中央病院の電力調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び「島根県立中央病院の電力調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 調達期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 調達施設

島根県立中央病院（島根県出雲市姫原四丁目1番地1）

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 令和7年1月24日（入札参加資格確認申請の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 令和7年1月24日（入札参加資格確認申請の提出期限）において、庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年2月17日島根県告示第211号）第5条の規定により、令和6年における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
- (6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日において、その措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県病院事業管理者が認めた者であること。
- (9) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (10) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

### 3 入札手続等

#### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6430 ファクシミリ 0853-21-2975

電子メール chubyo-gyomu@pref.shimane.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和6年12月20日（金）から令和7年1月10日（金）まで（閉庁日を除く。）の間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、交付費用は無償とする。

#### (3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (4) 申請書の提出期間

令和7年1月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

#### (5) 申請書の提出場所

(1)の場所

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月17日（月）午前10時30分

イ 場所 島根県立中央病院（島根県出雲市姫原四丁目1番地1） 管理棟 3階 会議室1

ウ 郵便による入札にあつては、書留郵便とし、令和7年2月17日（月）午前9時までに(1)の場所へ必着のこと。

### 4 その他

#### (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規則第9号）第93条第2項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県病院局財務規程第116条第2項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、調達期間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 入札執行の取り止め、又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取り止め、又は延期することがある。

(7) 契約における特約事項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(8) 入札の参加

期限までに申請書を提出しなかった者、又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(9) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(10) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Information Related to Bidding

Name of Procurement : Power Procurement for Shimane Prefectural Central Hospital

Procurement Period : 1 April 2025 until 31 March 2028

(2) Deadline for Submission of Vendor Qualifications : Please submit between 9 : 00 a.m. - 12 : 00 p.m. or 1 : 00 p.m. - 5 : 00 p.m. on any business day from 20 January (Monday) until 24 January 2025 (Friday)

(3) Date of Bidding and Opening of Bids : 17 February 2025 at 10 : 30 a.m.

Deadline for Bidding by Mail : 17 February 2025 at 9 : 00 a.m.

(4) For Inquiries and Document Submission : Business Division, Management Department, Administrative Bureau, Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Izumo, Himebara, Shimane, 693-8555

TEL : 0853-30-6430